

平成23年3月期決算概要

業績ハイライト

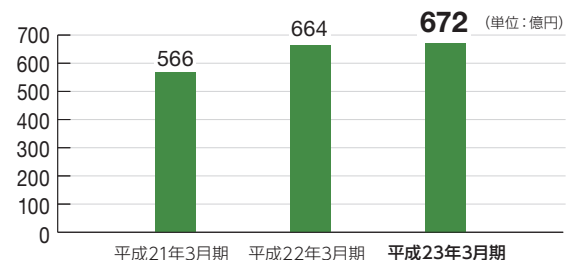
(単位：億円)

	平成22年 3月期	平成23年 3月期	前期比
業務粗利益	664	672	8
資金利益	557	557	0
役務取引等利益	60	61	1
その他業務利益	47	53	6
うち債券関係損益	41	45	4
経費 (△)	445	442	△ 2
実質業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	219	230	10
一般貸倒引当金繰入額① (△)	7	7	0
業務純益	212	222	10
臨時損益	△ 143	△ 134	8
うち不良債権処理額② (△)	140	108	△ 31
経常利益	68	88	19
特別損益	9	△ 0	△ 9
うち偶発損失引当金戻入益③	7	—	△ 7
うち減損損失	4	13	9
税引前当期純利益	77	87	9
法人税等合計	38	49	10
当期純利益	39	38	△ 0
与信コスト (①+②-③) (△)	140	115	△ 24

経常利益は増益、当期純利益はわずかながら減益

債券関係損益の改善(前期比4億円増)、外国為替売買益の増加(同2億円増)、経費の削減(同2億円減)等により経常利益は88億円(同19億円増)となりました。一方で、繰延税金資産の回収可能性の検討において、回収不能と判断した一部の繰延税金資産の計上を否認したことから、法人税等の負担額が同10億円増加し、当期純利益は38億円とわずかながら減益となりました。

業務粗利益

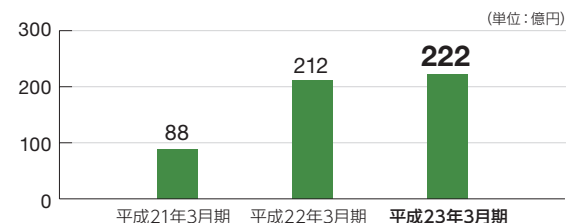


前期比8億円の増加

債券関係損益の改善と外国為替売買益の増加により、業務粗利益は672億円(前期比8億円増)となりました。

用語解説 **業務粗利益** 銀行本来の業務(貸出業務、為替業務、有価証券運用など)から得た利益です。

業務純益

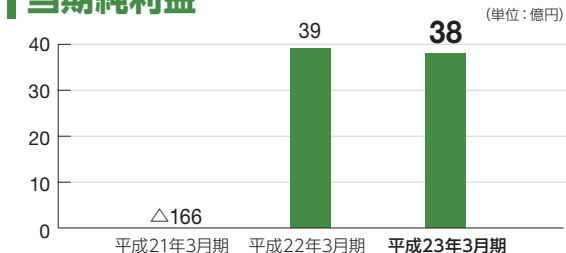


前期比10億円の増加

物件費(主として減価償却費)の減少により、経費が前期比2億円減少し、業務純益は222億円(前期比10億円増)となりました。

用語解説 **業務純益** 一般企業でいう営業利益にあたります。
業務純益=業務粗利益-経費(人件費、物件費等)-一般貸倒引当金繰入額

当期純利益

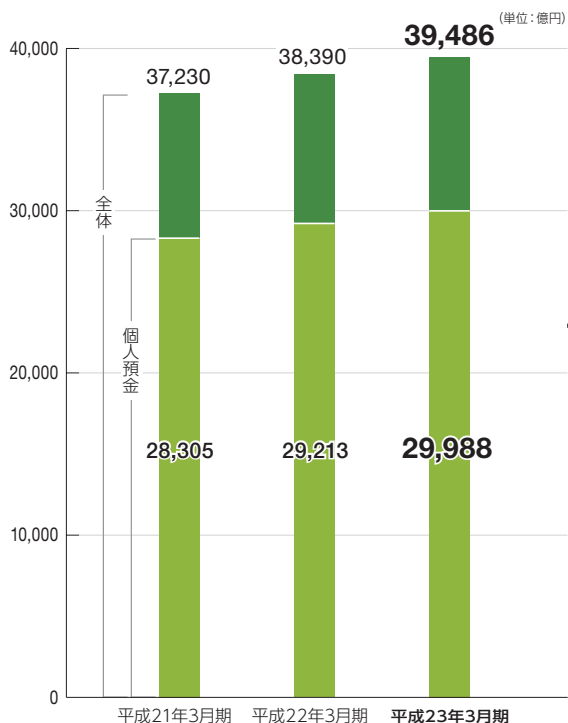


法人税等の負担増によりわずかながら減益

減損損失の増加(前期比9億円増)や法人税等の負担が増加(同10億円増)したことにより、当期純利益は38億円とわずかながら減益となりました。

用語解説 **当期純利益** 経常利益から法人税や事業税を差し引いた最終的な当期の利益です。

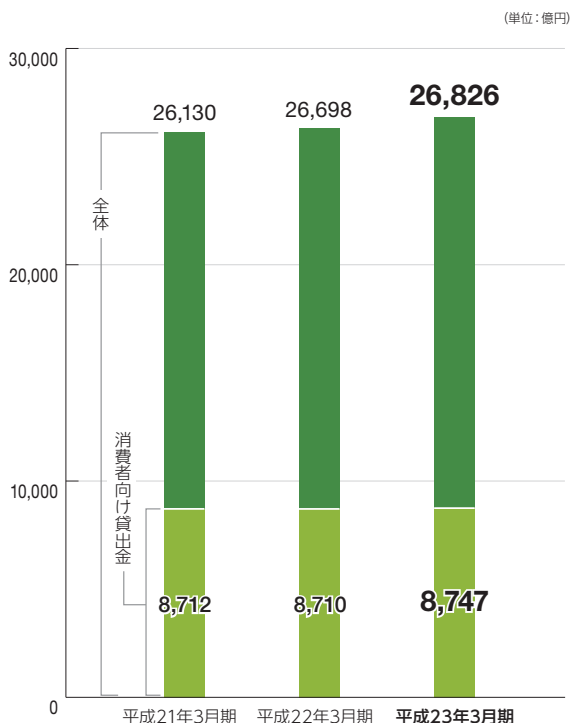
預金等(譲渡性預金含む)期中平均残高



コアとなる個人預金も順調に増加

当行の「健全経営」が地域から高い評価を受け、当期の預金等(譲渡性預金含む)の期中平均残高は、前期比1,095億円増加し、3兆9,486億円となりました。特に、コアとなる個人預金の期中平均残高は2兆9,988億円で、同775億円増加と順調に増加しました。

貸出金 期中平均残高



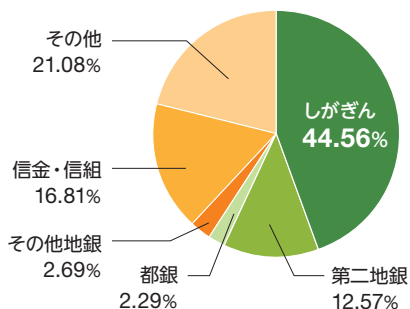
貸出金は事業性貸出、消費者向け貸出ともに増加

当期の貸出金の期中平均残高は、前期比128億円増加し、2兆6,826億円となりました。これは、事業性貸出が前期比25億円増加、消費者向け貸出も同36億円増加したためです。

預金残高「滋賀県内シェア」

(平成22年9月末現在)

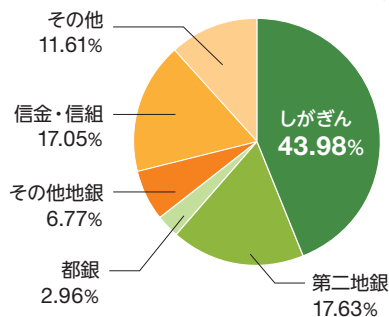
(ゆうちょ銀行・商工中金を除く)



貸出金残高「滋賀県内シェア」

(平成22年9月末現在)

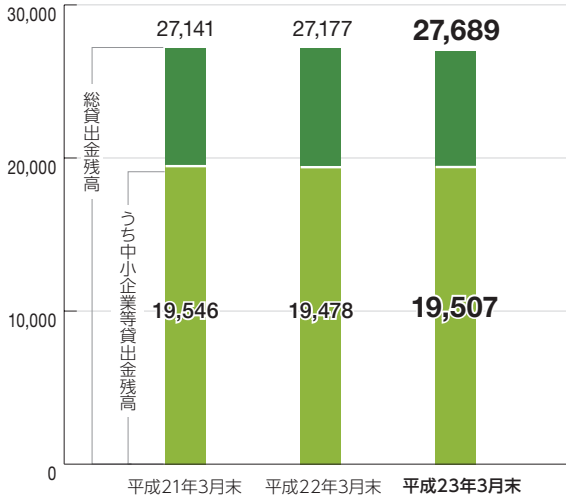
(ゆうちょ銀行・商工中金・日本政策金融公庫を除く)



平成23年3月期決算概要

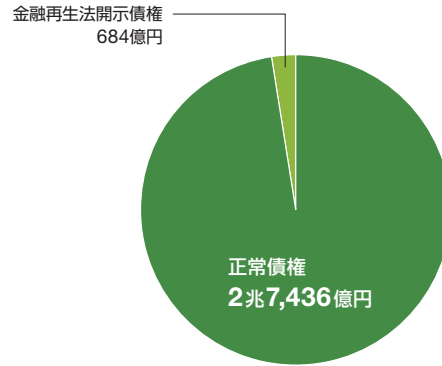
中小企業等貸出残高・先数

(単位：億円)



	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末
総貸出先数	93,011	93,460	94,310
うち中小企業等貸出先数	92,278	92,571	93,605

不良債権の状況

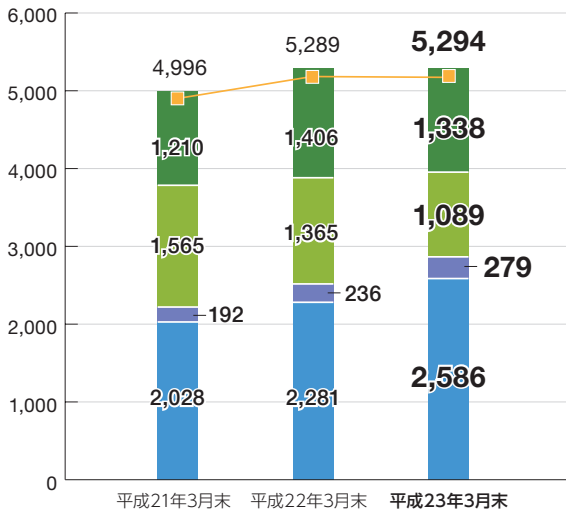


不良債権比率は2%台を維持

当行全体の金融再生法に基づく開示債権の合計は684億円で前期比42億円の増加、総と信残高に占める比率も2.43%と前0.11%の上昇となりました。なお、貸倒引当金や担保等による保全率は78.73%です。

預り資産

(単位：億円)



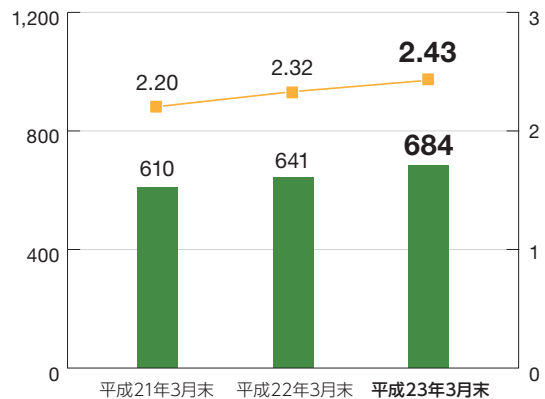
■ 投資信託 ■ 公共債 ■ その他
■ 生命保険 ■ 預り資産残高合計

※生命保険は、取扱開始(平成14年10月)以降の取扱保険料累計

金融再生法開示債権

(単位：億円)

(単位：%)

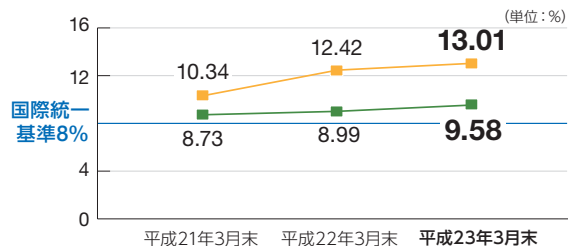


■ 対総と信残高比率

用語解説

不良債権比率 貸出金等の総と信残高に占める不良債権の割合です。不良債権比率が低いほど、資産の質は高くなります。銀行ごとにその資産総額の規模が異なることから、この比率が銀行の健全性をみる指標の一つになります。

自己資本比率(連結)



■ 自己資本比率 ■ Tier I 比率

国際統一基準をしっかりとクリア

当行は、信用リスクの計測手法として「基礎的内部格付手法(FIRB)」を、また、オペレーショナル・リスクの計測手法として「粗利益配分手法」を採用しております。なお、連結ベースの当期末の自己資本比率は13.01%で前期末比0.59%上昇(Tier I 比率は9.58%で同0.59%上昇)となりました。

用語解説

自己資本比率 銀行の安全性、健全性を判断する基準のひとつで、銀行の自己資本が、予想外の損失に対する備えとして十分であるかどうかを示す指標です。海外支店を持つ銀行は、国際統一基準行として8%以上の自己資本比率を求められています。

今後の見通し

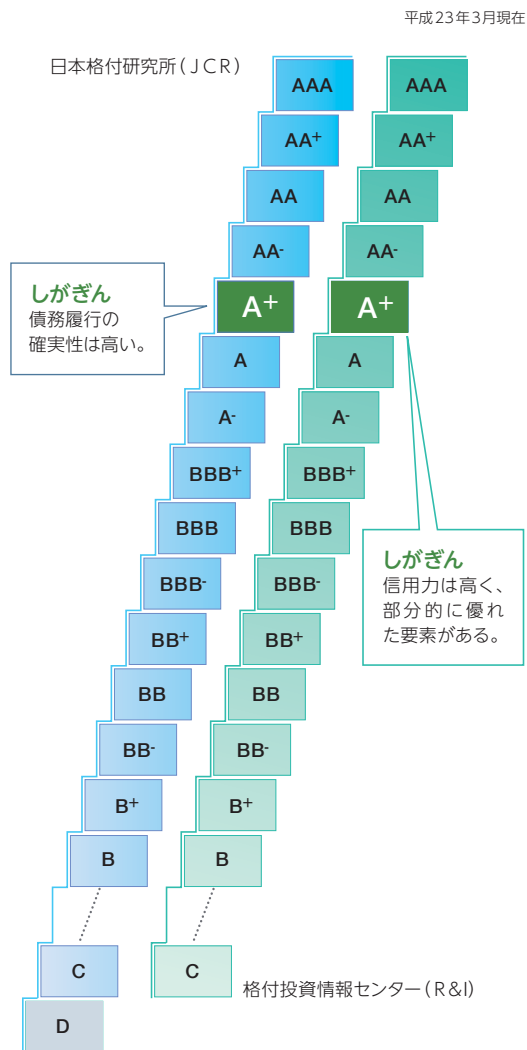
(単位: 百万円)

単体	中間期	通期
	平成23年9月期予想	平成24年3月期予想
経常収益	40,000	80,000
経常利益	4,500	8,500
当期(中間)純利益	2,500	5,000
業務純益	8,700	17,700

連結	中間期	通期
	平成23年9月期予想	平成24年3月期予想
経常収益	45,000	90,000
経常利益	5,500	10,500
当期(中間)純利益	2,700	5,500

上記業績予想は平成23年5月13日公表時点のものです。

格付



格付は「A+」の高い評価を維持

当行は、「日本格付研究所(JCR)」と「格付投資情報センター(R&I)」の2つの機関からそれぞれ「A+」の高い評価を得ています。

用語解説

格付 銀行預金の元金支払の確実性や安全性について、利害関係のない第三者が判断してその結果を簡潔な記号で表したものです。銀行を判断するうえで、安全性・信用度を客観的に評価した重要な指標のひとつです。

平成23年3月期決算概要

資産の自己査定と償却・引当

当行では、資産の健全性を確保するため、金融検査マニュアルに則した基準を定めて、保有する資産を個別に検討する「自己査定」と、不良債権を適正に処理する「償却・引当」を厳正に実施しています。

自己査定では、まず、債務者を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つに区分（「債務者区分」）（表1参照）します。次に、個々の債権について回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて「非分類（Ⅰ分類）」～「Ⅳ分類」の4段階に分類しています。（「分類区分」）（表2参照）

償却・引当では、債務者区分と分類区分に応じて、回収の見込みが低い債権については個別引当（回収不能に備えて個別貸倒引当金を計上）や直接償却（貸借対照表の資産から減額して損失を計上）などの処理を積極的に行っています。また、正常先や要注意先に対する債権については過去の貸倒実績率に基づく予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

不良債権の開示

不良債権については、金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」と、銀行法に基づく「リスク管理債権」の開示が義務づけられています。金融再生法開示債権は支払承諾見返など貸出金以外の債権も対象とするのに対し、リスク管理債権は貸出金のみを対象としているのが相違点です。

なお、自己査定の結果を開示する義務はありませんが、当行は経営の透明性確保の観点から、平成14年3月期決算より自主的開示に踏み切りました。

当行の平成23年3月期決算での「自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況」は下表の通りです。

当行は、今後とも「問題は先送りしない」との姿勢を貫き、厳正な自己査定と早期の不良債権処理により、資産の健全性を確保してまいります。

自己査定結果と開示基準別の分類・保全状況(単体ベース) (平成23年3月末現在)

(単位：億円)

自己査定による債務者区分(表1)		自己査定の分類区分(表2)			
対象資産： 貸出金等と信関連債権		非分類 (Ⅰ分類)	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
正常先 24,211 (86.09%)		24,211			
要注意先	その他の要注意先 3,193 (11.35%)	804	2,389		
	要管理先 166 (0.59%)	20	145		
破綻懸念先 486 (1.73%)		349	89	47	
実質破綻先 40 (0.14%)		11	29		
破綻先 21 (0.07%)		8	12		
合計		小計 25,407	小計 2,666	小計 47	小計 -

(注) 上記の()内は構成比率を表しています。
(注) 銀行(当行)保証付私募債を含んでいます。

資産の償却・引当	
一般貸倒引当金を計上	<p>正常先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を引き当てています。 【正常先債権残高 × 0.047%】</p> <p>要管理先債権を除いた要注意先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を引き当てています。 【要注意先債権(要管理先除く)残高 × 2.969%】</p> <p>要管理先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後3年間の予想損失額を引き当てています。 【要管理先債権残高 × 10.809%】</p>
個別貸倒引当金を計上	<p>破綻懸念先債権に対する過去の貸倒実績率に基づき、今後3年間の予想損失率をⅢ分類額に乗じて引き当てています。 【引当率62.0%、引当額175億円】</p> <p>実質破綻先債権および破綻先債権に対するⅢ、Ⅳ分類額的全額を予想損失額として、引き当て、あるいは直接償却しています。 【引当率100%、引当額10億円】</p> <p>※なお、当行は実質破綻先、破綻先に対する貸出金のうち回収不能な無価値部分(Ⅳ分類)295億円を部分直接償却(オフバランス)しております。</p>

(表1) 債務者区分

正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	
要注意先	その他の要注意先	要注意先のうち、要管理先以外の債務者
	要管理先	要注意先のうち3ヵ月以上延滞または貸出条件を緩和している債務者
破綻懸念先	現在、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥ると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	

(表2) 分類区分

	定義	内容
非分類	回収の危険性または価値を損なう危険性について問題のない債権	<ul style="list-style-type: none"> 「正常先」に対する債権 「正常先」以外の債務者区分の債務者に対する債権のうち、預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分
Ⅰ分類	債権確保上の諸条件が満身に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを越える危険を含むと認められる債権	<ul style="list-style-type: none"> 「要注意先」に対する債権のうち、非分類以外の部分 「破綻懸念先」「実質破綻先」に対する債権のうち、不動産担保などの一般担保、保証などで保全された部分
Ⅲ分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な債権	<ul style="list-style-type: none"> 「破綻懸念先」に対する債権のうち、非・Ⅱ分類以外の部分 「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、担保の評価額と処分可能見込額との差額部分
Ⅳ分類	回収不能または無価値と判定される債権	<ul style="list-style-type: none"> 「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、非・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ分類以外の部分

(表3) 金融再生法開示債権

分類	内容
①正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、下記以外に区分される債権
②要管理債権	<ul style="list-style-type: none"> 3ヵ月以上延滞債権(元金または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権) 貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権)注) いずれも③④を除く。なお、要管理債権は貸出金単位で分類します。
③危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性が高い債権
④破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、民事再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

(表4) リスク管理債権

分類	内容
①貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(②～④を除く)
②3ヵ月以上延滞債権	元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(③④を除く)
③延滞債権	元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(④および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く)
④破綻先債権	会社更生法・民事再生法による更生・再生手続開始の申立て、破産の申立てまたは整理開始・特別清算開始の申立てなどの事由が生じている貸出金

金融再生法に基づく開示債権(表3)

対象資産：貸出金等と信関連債権

リスク管理債権(表4)

対象資産：貸出金

債権区分	不良債権比率 2.43%				不良債権比率 2.45%
	正常債権以外の保全状況				
正常債権 27,436	保全部分		保全のない部分		保全率
	担保・保証による保全額	引当額			
(A) 要管理債権(貸出金のみ) 134	23	14	-	28.40%	貸出条件緩和債権 118 3ヵ月以上延滞債権 16
(B) 危険債権 486	261	175	-	89.92%	延滞債権 524
(C) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 62	51	10	-	100.0%	破綻先債権 20
(A)(B)(C)小計 684	337	201	145	78.73%*	合計 680
合計 28,121	(注)なお、部分直接債卸前の全体の保全率は85.14%となります。				